

# 日野市保育の質ガイドライン(仮称)

## ——サブタイトル——

---

- ◆想定
- ・ A5サイズ
  - ・ カラー印刷
  - ・ 冊子

日野市保育の質ガイドライン策定委員会  
令和7年3月発行予定

# 目次

## はじめに

——ガイドライン策定の趣旨・経緯——

# 案

待機児童の解消に向けての民間園の誘致、整備については令和5年4月1日時点で、46施設まで増え、認可保育園待機児童数は、平成30年に139人だったが、令和4年度には、16名まで減少し、概ね順調に進んでいると思われる。

こうした中で、子育ての基盤の量的確保だけではなく、「量」と「質」の両面の整備が求められている。

施設の増による「量」の確保が進む中、保護者は「質」を求める時代となっている。

昨年度、全国で保育士による「不適切な保育」が報告された。日野市においても、保育士による児童への虐待行為が確認された。

「不適切な保育」や「虐待」が確認された施設は、少子化の現代において、淘汰されてしまうことも懸念される。

どのような行為が「不適切な保育」「虐待」に当たるのか、個人の感覚や施設での捉え方により、差が生じていることも考えられる。

保育課に寄せられる苦情の中には、速やかに改善すべきものも含まれる。長く保育に携わっていると、それが当たり前になってしまっていたり、経験の浅い職員は先輩職員の行為を見ていると、それを保育の一環と捉えてしまったり、疑問を感じていても意見しにくい雰囲気がある場合もある。

また、保育所保育指針の内容の理解も施設によりばらつきがあることが、日野市訪問指導において確認ができた。

以上の事から、ガイドラインの策定により、日野市の全保育施設が同じ目線、同じ方向性を持って保育に当たり、全体的に保育の質の向上を目指し、保護者がなお一層安心して預けられ、職員が自信を持ち、安心して働き続けられる環境を作り、日野市の未来ある子どもたちの最善の利益となることを目指すものである。

令和7年3月

日野市保育の質ガイドライン策定委員会

# 第1章 日野市の保育の実態

## 1 子どもの実態

例) 市内未就学児人口、申込人数、待機児童数など

## 2 園の実態

例) 市内保育施設数、園庭保有数

## 3 地域の実態

例) 日野市のこと（歴史など）、中学校まで給食あり、公園数など

## 4 社会の要請や保護者の願い

例) 多様化するニーズ、こども大綱、保護者の状況など

様々な実態を踏まえて、どのように子どもを育てていきたいか。

## 第2章 日野市の保育に関わる法令・条例・計画等

### 1 こども基本法（令和4年6月27日法律第77号）

#### 《基本理念（第3条）》

- ①全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けないようにすること。
- ②全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法（平成十八年法律第百二十号）の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。
- ③全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。
- ④全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。
- ⑤こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。
- ⑥家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

## 2 日野市子ども条例（平成 20 年 6 月 26 日条例第 30 号）

### （1）子どもの権利（第 11 項第 1 項）

子どもは、「児童憲章」と「児童の権利に関する条約」の理念に基づくすべての権利と生きる権利、育つ権利、守り守られる権利、参加する権利が保障、擁護されます。

<p><b><u>生きる権利（第 12 条）</u></b> 子どもは、安心して生きることができ るために、主に次に掲げる権利が あります。</p>	<p><b><u>育つ権利（第 13 条）</u></b> 子どもは、健やかに成長するた めに、主に次に掲げる権利があり ます。</p>
<p><b><u>守り守られる権利（第 14 条）</u></b> 子どもは、自分を守り、守られるた めに、主に次に掲げる権利があり ます。</p>	<p><b><u>参加する権利（第 15 条）</u></b> 子どもは、自ら社会に参加するた めに、主に次に掲げる権利があり ます。</p>

### （2）市の責務（第 4 条第 1 項）

市は、子どもの生きる権利、育つ権利、守り守られる権利、参加する権利を尊重し、関係するあらゆる施策を通してその保障、擁護に努めるとともに、関係者と連携して子どもを健全育成する環境の整備に努めなければなりません。

### （3）おとなの責務（第 5 条第 1 項）

おとなは、その言動が子どもの成育に様々な影響を与えることを認識し、子どもの生きる権利、育つ権利、守り守られる権利、参加する権利の保障、擁護に努めなければなりません。また、子どもの健やかな成長のための環境づくりに努めなければなりません。

### （4）親又は親に代わる保護者の責務（第 6 条第 1 項）

親又は親に代わる保護者は、子どもの成長を見守り、子どもを育成することに最も重要な責任があることを自覚するとともに子どもの生きる権利、育つ権利、守り守られる権利、参加する権利の保障、擁護と子どもの健全な育成に努めなければなりません。

### (5) 関係者の責務（第7条）

関係者は、市の施策に協力し、子どもの生きる権利、育つ権利、守り守られる権利、参加する権利を保障、擁護するとともに子どもの健やかな成長を支援するよう努めなければなりません。

### (6) 子どもの責務（第8条）

子どもは、自分を大切にするとともに、他の人を大切にし、基本的な社会のルールを守るように努めなければなりません。

### (7) 支援・連携（第9条）

市、おとな、親など保護者、関係者は、子どもの健やかな成長のために子どもを支援、指導し、子どもの生きる権利、育つ権利、守り守られる権利、参加する権利の保障、擁護のために連携します。特に市は、必要な場合において、国、公共団体などに協力を求めているかなければなりません。

## 2 新！ひのっ子すくすくプラン～第2期日野市子ども・子育て支援事業計画～（令和2年度～令和6年度）

### (1) 基本理念

子どもが育ち・子どもと育つ・寄り添う地域・あふれる笑顔  
～一人ひとりが輝くたくましいひのっ子育て～

### (2) 基本目標と方針

- ①子どもの育ちと子育ての楽しさの発見
- ②切れ目なく一人ひとりを大切にする支援の充実
- ③共に生き、互いに育てあうまち
- ④命を慈しむ心を育て、次の世代の親を育てる

## 第3章 保育の進め方・取組み

### 1 日野市の保育に関する基本理念・基本方針

